

石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油分）

平成30年度予算額 **0.2億円（0.2億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 石油の備蓄の確保等に関する法律では、石油精製業者等に対し、操業に必要な在庫を上回る水準（基準備蓄量）の石油在庫を保持する義務（民間備蓄義務）を課しています。
- 本事業では、石油精製業者等が当該義務を履行すべく、操業用在庫を上回る基準備蓄量を満たすために必要な石油購入資金を（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）から借入れる場合、その融資に係る利払いの一部について、利子補給を行います。

成果目標

- 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいて、石油精製業者等に課している民間備蓄義務の履行に伴う負担を軽減し、適切な備蓄日数（70日分）を維持させることにより、我が国の石油の安定供給確保を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

市中金融機関



（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構
（JOGMEC）



石油精製業者等

利子補給金



（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）から石油精製事業者等向けの融資に係る利払いの一部につき、利子補給を行います。